

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年2月19日

【発行者名】 グリーンライト・再エネインフラ投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 澤本 慶太

【本店の所在の場所】 東京都港区東新橋一丁目5番2号 汐留シティセンター8階

【事務連絡者氏名】 ブルースカイ・インベストメント株式会社
チーフ・フィナンシャル・オフィサー 小林 瑛

【電話番号】 03-6274-6371

**【届出の対象とした募集（売出）内国
投資証券に係る投資法人の名称】** グリーンライト・再エネインフラ投資法人

**【届出の対象とした募集（売出）内国
投資証券の形態及び金額】** 形 態：投資証券
発行価額の総額：一般募集 4,754,417,500円
売出価額の総額：オーバーアロットメントによる売出し
250,272,000円

(注1) 発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。
但し、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。

(注2) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年2月2日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、一般募集における発行価格の決定に先立ち、発行価格の仮条件が決定されましたので、これに関連する事項を訂正するため、また、本投資法人の指定する販売先である大阪瓦斯株式会社及びJ A三井エナジーソリューションズ株式会社の状況等に関する事項を追加するため、さらに、本投資法人の取得予定資産の貸借人との間の賃貸借契約に関する交渉状況等に進展がありましたので、本有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）

1 募集内国投資証券

(4) 発行価額の総額

(5) 発行価格

(15) 手取金の使途

(16) その他

2 売内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

(4) 売価額の総額

第5 募集又は売出しに関する特別記載事項

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

2 投資方針

(2) 投資対象

7 管理及び運営の概要

第三部 投資法人の詳細情報

第3 管理及び運営

2 利害関係人との取引制限

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示してあります。

第一部【証券情報】

第1【内国投資証券（新投資口予約権証券及び投資法人債券を除く。）】

1【募集内国投資証券】

（4）【発行価額の総額】

<訂正前>

5,068,000,000円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」と総称します。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

4,754,417,500円

(注) 後記「(13) 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価額の総額は、後記「(13) 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」と総称します。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

（5）【発行価格】

<訂正前>

(前略)

(注2) 発行価格の決定に先立って、2026年2月19日（木）に発行価格に係る仮条件を提示する予定です。当該仮条件は、本投資法人が本書の日付現在において保有し又は取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価し得る範囲内で決定する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注2) 発行価格の仮条件は78,000円以上80,000円以下の価格とします。当該仮条件は、本投資法人が本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在において保有し又は取得予定の資産の内容その他本投資法人に係る情報、本投資口の価格算定を行う能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案し、公正な価額と評価し得る範囲内で決定しました。

(後略)

（15）【手取金の使途】

<訂正前>

一般募集における手取金5,068,000,000円については、本投資法人が策定した本グリーンエクイティ・フレームワーク(注1)の適格基準(注2)を満たす、後記「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）（以下、当該取得予定の特定資産を総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金の一部に充当する予定です。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当（詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。）による新投資口発行の手取金上限（253,440,000円）については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済又は本グリーンエクイティ・フレームワークの適格基準を満たす将来の新たな特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

(中略)

(注4) 上記の各手取金は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金4,754,417,500円については、本投資法人が策定した本グリーンエクイティ・フレームワーク(注1)の適格基準(注2)を満たす、後記「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 2 投資方針 (2) 投資対象 ③ 取得済資産及び取得予定資産の概要」に記載の本投資法人が取得予定の特定資産（投信法第2条第1項における意味を有します。以下同じです。）（以下、当該取得予定の特定資産を総称して「取得予定資産」といいます。）の取得資金

の一部に充当する予定です。なお、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当（詳細については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。）による新投資口発行の手取金上限（237,758,400円）については、本投資法人が取得予定資産の取得資金として借り入れた借入金の返済又は本グリーンエクイティ・フレームワークの適格基準を満たす将来の新たな特定資産の取得資金の一部に充当する予定です。

（中略）

（注4）上記の各手取金は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

（16）【その他】

<訂正前>

（前略）

- ⑥ 引受人は、本投資法人が指定する販売先として本資産運用会社の株主である大阪瓦斯株式会社（以下「大阪ガス」ということがあります。）及びJ A三井エナジーソリューションズ株式会社（以下「J M E S」ということがあります。）（以下、総称して「指定先」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうちそれぞれ5,000口（但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、それぞれ400,000,000円を発行価格で除して得られる口数（1口未満端数切捨て）とします。）を販売する予定です。

<訂正後>

（前略）

- ⑥ 引受人は、本投資法人が指定する販売先として本資産運用会社の株主である大阪瓦斯株式会社（以下「大阪ガス」ということがあります。）及びJ A三井エナジーソリューションズ株式会社（以下「J M E S」ということがあります。）（以下、総称して「指定先」ということがあります。）に対し、一般募集の対象となる本投資口のうちそれぞれ5,000口（但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、それぞれ400,000,000円を発行価格で除して得られる口数（1口未満端数切捨て）とします。）を販売する予定です。
指定先の状況等については、後記「第5 募集又は売出しに関する特別記載事項 4 販売先の指定について」をご参照ください。

2 【売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）】

(4) 【売出価額の総額】

<訂正前>

253,440,000円

(注) 売出価額の総額は、本書の日付現在における見込額です。

<訂正後>

250,272,000円

(注) 売出価額の総額は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在における見込額です。

第5 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

<訂正前>

(前略)

2 ロックアップについて

- (1) 一般募集に関連して、指定先に、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して360日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等を行わない旨を約していただく予定です。

みずほ証券株式会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有する予定です。

(後略)

<訂正後>

(前略)

2 ロックアップについて

- (1) 一般募集に関連して、指定先は、みずほ証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、当該募集の受渡期日から起算して360日目の日に終了する期間中、みずほ証券株式会社の事前の書面による同意なしには、本投資口の売却等を行わない旨を合意しています。

みずほ証券株式会社は、上記の期間中であってもその裁量で、当該制限を一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しています。

(中略)

4 販売先の指定について

(1) 指定先の状況

a. 指定先の概要	名称	大阪瓦斯株式会社	
	本店の所在地	大阪市中央区平野町四丁目1番2号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 藤原 正隆	
	直近の有価証券報告書等の提出日	<u>有価証券報告書</u> <u>第207期（自2024年4月1日至2025年3月31日）</u> <u>2025年6月23日 関東財務局長に提出</u> <u>半期報告書</u> <u>第208期中（自2025年4月1日至2025年9月30日）</u> <u>2025年11月7日 関東財務局長に提出</u>	
b. 本投資法人与指定先との間の関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数 (2026年2月19日現在)	二
		指定先が保有している本投資口の数 (2026年2月19日現在)	二
	人事関係	本投資法人与指定先の間には、人事関係はありません。	
	資金関係	本投資法人与指定先の間には、資金関係はありません。	
	技術又は取引等の関係	指定先は、本投資法人及び本資産運用会社との間で2026年1月19日付でスポンサーサポート契約を締結しており、売却、開発プロジェクト等に関するマーケット情報の提供を含むスポンサーサポートの提供を行います。	
c. 指定先の選定理由	指定先は本資産運用会社の株主であり、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数	5,000口（但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、400,000,000円を発行価格で除して得られる口数（1口未満端数切捨て）とします。）		
e. 投資口の保有方針	本投資法人、本資産運用会社及び指定先との間で締結しているスポンサーサポート契約にて、スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社に対し、スポンサーが本投資法人の投資口を取得した場合、特段の事情がない限り、本投資法人の投資口の保有を継続することを検討することを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は、指定先が提出済みの前記有価証券報告書等にて、貸借対照表及び連結貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記5,000口（但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、400,000,000円を発行価格で除して得られる口数（1口未満端数切捨て）とします。）の払込みに要する資金を有していると判断しています。		
g. 指定先の実態	2026年2月19日現在、指定先は、東京証券取引所プライム市場に上場していることから、特定団体等との関係を有していないものと判断しています。		

a. 指定先の概要	名称	J A三井エナジーソリューションズ株式会社	
	本店の所在地	東京都中央区銀座八丁目13番1号	
	代表者の役職及び氏名	代表取締役 阿久津 真吾	
	資本金	366百万円 (2025年9月末日現在)	
	事業の内容	エネルギー関連への出資、エネルギー関連の設備保有・管理・運營業務・電力取次業務	
	主たる出資者及びその出資比率	J A三井リース株式会社 100%	
b. 本投資法人と指定先との間の関係	出資関係	本投資法人が保有している指定先の株式の数 (2026年2月19日現在)	二
		指定先が保有している本投資口の数 (2026年2月19日現在)	二
	人事関係	本投資法人と指定先との間には、人事関係はありません。	
	資金関係	本投資法人と指定先との間には、資金関係はありません。	
	技術又は取引等の関係	指定先は、本投資法人及び本資産運用会社との間で2026年1月19日付でスポンサーサポート契約を締結しており、売却、開発プロジェクト等に関するマーケット情報の提供を含むスポンサーサポートの提供を行います。	
c. 指定先の選定理由	指定先は本資産運用会社の株主であり、本投資法人の投資主の利益と指定先の利益を共通のものにするという観点から、指定先として選定しています。		
d. 販売しようとする本投資口の数	5,000口 (但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、400,000,000円を発行価格で除して得られる口数 (1口未満端数切捨て) とします。)		
e. 投資口の保有方針	本投資法人、本資産運用会社及び指定先との間で締結しているスポンサーサポート契約にて、スポンサーは、本投資法人及び本資産運用会社に対し、スポンサーが本投資法人の投資口を取得した場合、特段の事情がない限り、本投資法人の投資口の保有を継続することを検討することを確認しています。		
f. 払込みに要する資金等の状況	本投資法人は指定先から提出を受けた貸借対照表における現金及び預金を確認することにより、指定先が上記5,000口 (但し、販売口数に発行価格を乗じた金額が400,000,000円を超えることとなる場合には、400,000,000円を発行価格で除して得られる口数 (1口未満端数切捨て) とします。) の払込みに要する資金を有していると判断しています。		
g. 指定先の実態	本投資法人は指定先より、反社会的勢力とは一切関係ない旨の説明を受けており、指定先が反社会的勢力等との関係を有していないものと判断しています。		

(2) 投資口の譲渡制限

指定先は、一般募集に際し、本投資口の売却等の制限に関する合意をしています。その内容については、前記「2 ロックアップについて (1)」をご参照ください。

(3) 発行条件に関する事項

一般募集における本投資口の一部を指定先に販売するものであり、指定先への販売は一般募集における発行価格にて行われるため、指定先に対して特に有利な条件には該当しません。

(4) 一般募集後の主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口) (注1)	総議決権数 に対する 所有議決権 数の割合 (%) (注1)	一般募集後 の所有投資 口数(口) (注2)	一般募集後 の総議決権 数に対する 所有議決権 数の割合 (%) (注2)(注3)
ブルースカイソーラーキャピタル株式会社	東京都千代田区紀尾井町4-1 ニューオータニガーデンコート19階フィンポート税理士法人内	7,167	100.0	7,167	9.73
大阪瓦斯株式会社	大阪府中央区平野町四丁目1番2号	二	二	5,000	6.79
J A三井エナジーソリューションズ株式会社	東京都中央区銀座8-13-1 銀座三井ビルディング	二	二	5,000	6.79
計	二	7,167	100.0	17,167	23.30

(注1) 所有投資口数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在の数値を記載しています。

(注2) 一般募集後の所有投資口数及び一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、本有価証券届出書の訂正届出書の日付現在の所有投資口数及び総議決権数に一般募集による増加分（但し、大阪瓦斯株式会社及びJ A三井エナジーソリューションズ株式会社に対する販売口数に発行価格を乗じた金額がそれぞれ400,000,000円を超えないことを前提とします。）を加味し、みずほ証券株式会社に対する本件第三者割当における発行口数の全部につき申込みが全て行われた場合の数値を記載しています。

(注3) 一般募集後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数第2位を四捨五入して記載しています。

(5) 投資口併合等の予定の有無及び内容

該当事項はありません。

(6) その他参考になる事項

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

2【投資方針】

(2)【投資対象】

<訂正前>

(前略)

④ 取得済資産及び取得予定資産の個別の概要

(中略)

物件番号	S-TH-01	物件名称	岩手 滝沢市湯舟沢 第1、第2発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	-----------------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TH-02	物件名称	岩手 花巻市戸塚発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	-------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TH-03	物件名称	岩手 奥州市根木町発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	--------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TH-04	物件名称	福島 白河市小田川発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	--------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-01	物件名称	茨城 行方市頃内発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	-------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-02	物件名称	栃木 鹿沼市富岡発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	-------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-03	物件名称	栃木 河内郡上三川町発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	---------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-04	物件名称	茨城 行方市麻生東・西発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	----------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-05	物件名称	千葉 成田市名古屋発電所	分類	太陽光発電設備等
-------------	---------	-------------	--------------	-----------	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-06	物件名称	千葉 山武市椎崎発電所	分類	太陽光発電設備等
-------------	---------	-------------	-------------	-----------	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-07	物件名称	千葉 富津市岩坂発電所	分類	太陽光発電設備等
-------------	---------	-------------	-------------	-----------	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了6か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して解約希望日の3か月前までに書面で通知することにより、本契約を、いつでも解約することができるものとします。

(後略)

<訂正後>

(前略)

④ 取得済資産及び取得予定資産の個別の概要

(中略)

物件番号	S-TH-01	物件名称	岩手 滝沢市湯舟沢 第1、第2発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	-----------------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は借借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び借借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と借借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、借借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日又は2046年3月10日のいずれかの日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TH-02	物件名称	岩手 花巻市戸塚発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	-------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は借借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び借借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と借借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、借借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TH-03	物件名称	岩手 奥州市根木町発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	--------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は借借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び借借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と借借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、借借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日又は2046年3月10日のいずれかの日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TH-04	物件名称	福島 白河市小田川発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	--------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は借借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び借借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と借借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、借借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-01	物件名称	茨城 行方市頃内発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	-------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日又は2046年3月10日のいずれかの日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-02	物件名称	栃木 鹿沼市富岡発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	-------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-03	物件名称	栃木 河内郡上三川町発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	---------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-04	物件名称	茨城 行方市麻生東・西発電所	分類	太陽光発電設備等
------	---------	------	----------------	----	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日又は2046年3月10日のいずれかの日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-05	物件名称	千葉 成田市名古屋発電所	分類	太陽光発電設備等
-------------	---------	-------------	--------------	-----------	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日又は2046年3月10日のいずれかの日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-06	物件名称	千葉 山武市椎崎発電所	分類	太陽光発電設備等
-------------	---------	-------------	-------------	-----------	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日又は2046年3月10日のいずれかの日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(中略)

物件番号	S-TK-07	物件名称	千葉 富津市岩坂発電所	分類	太陽光発電設備等
-------------	---------	-------------	-------------	-----------	----------

(中略)

期間満了時の更新について	期間満了1か月前までに、賃貸人又は賃借人が、相手方に対して、本件発電設備の賃貸借に関する再契約を求める通知をした場合、賃貸人及び賃借人は再契約の締結につき誠実に協議するものとし、協議の上合意した場合には再契約を締結するものとします。
賃料改定について	賃貸人と賃借人との間で誠実に協議いたします。
中途解約について	賃貸人は、賃借人に対して書面により通知の上、本契約を2036年3月10日又は2046年3月10日のいずれかの日（以下本項目において「解約可能日」といいます。）付で解約することを申し入れることができるものとします。但し、当該解約の通知は、解約可能日の1か月前の応当日（但し、当該日が賃貸人及び資産運用会社の営業日でない場合は、その前営業日とします。）に相手方に到達しなければならず、当該日に到達しない場合、解約の効力は生じないものとします。

(後略)

7 【管理及び運営の概要】

<訂正前>

(前略)

(2) 利害関係人との取引制限

(中略)

(ハ) 利害関係者へのオペレーター業務の委託

取得済資産及び取得予定資産のオペレーター業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	年間業務委託料 (円)
ブルースカイソーラー株式会社	岩手 滝沢市湯舟沢第1、第2発電所	40,000
	(中略)	
	茨城 行方市麻生東・西発電所	40,000

(中略)

(ニ) 利害関係者へのO&M業務の委託

取得済資産及び取得予定資産のO&M業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	年間業務委託料 (円)
(後略)		

(後略)

<訂正後>

(前略)

(2) 利害関係人との取引制限

(中略)

(ハ) 利害関係者へのオペレーター業務の委託

取得済資産及び取得予定資産のオペレーター業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	年間業務委託料 (円)
ブルースカイソーラー株式会社	岩手 滝沢市湯舟沢第1、第2発電所	(第1) 40,000
		(第2) 40,000
	(中略)	
	茨城 行方市麻生東・西発電所	(東) 40,000
		(西) 40,000

(中略)

(ニ) 利害関係者へのO&M業務の委託

取得済資産及び取得予定資産のO&M業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	パネル出力1MW当たり 年間業務委託料 (円/MW)
(後略)		

(後略)

第三部【投資法人の詳細情報】

第3【管理及び運営】

2【利害関係人との取引制限】

<訂正前>

(前略)

(3) 利害関係者との取引状況等

(中略)

③ 利害関係者へのオペレーター業務の委託

取得済資産及び取得予定資産のオペレーター業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	年間業務委託料 (円)
ブルースカイソーラー株式会社	岩手 滝沢市湯舟沢第1、第2発電所	40,000
	(中略)	
	茨城 行方市麻生東・西発電所	40,000

(中略)

④ 利害関係者へのO&M業務の委託

取得済資産及び取得予定資産のO&M業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	年間業務委託料 (円)
--------	------	-------------

(後略)

<訂正後>

(前略)

(3) 利害関係者との取引状況等

(中略)

③ 利害関係者へのオペレーター業務の委託

取得済資産及び取得予定資産のオペレーター業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	年間業務委託料 (円)
ブルースカイソーラー株式会社	岩手 滝沢市湯舟沢第1、第2発電所	(第1) 40,000
		(第2) 40,000
	(中略)	
	茨城 行方市麻生東・西発電所	(東) 40,000
(西) 40,000		

(中略)

④ 利害関係者へのO&M業務の委託

取得済資産及び取得予定資産のO&M業務の委託に関する、利害関係者との取引の概要は、以下のとおりです。

受託者の名称	物件名称	パネル出力1MW当たり 年間業務委託料 (円/MW)
--------	------	-------------------------------

(後略)